



第10期 くまもとはつらっプラン骨子案

令和8年（2026年）9月8日
熊本市 健康福祉局 高齢者支援部

第1章

計画策定にあたって

計画策定の趣旨、計画期間、計画の位置付け、計画策定の体制

第2章

高齢者を取り巻く状況

高齢者の現状及び将来推計、介護保険制度の現状・各種調査結果、第9期の振り返り

第3章

計画の基本的な考え方

基本理念・めざす姿・ロジックモデル・施策の体系・重点的取組・日常生活圏域の設定

第4章

施策の展開

8つの施策ごとの基本方針・主な取組の方向性

第5章

介護給付等対象サービスの量の見込及び保険料の設定

第6章

計画を推進するために

計画の推進体制・達成状況の点検・成果指標

1. 計画策定の趣旨

- 本市では、これまで高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を一体的に推進し、介護、介護予防、生活支援、住まいが連携して高齢者の暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築・深化に取り組んできました。
- 今後、少子高齢化と人口減少がさらに進行する中で、後期高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の人や介護を必要とする高齢者の増加により、支援ニーズは一層多様化・複雑化していくことが見込まれます。また、介護サービスの利用拡大等に伴う介護給付費の増加や、介護人材等の確保が課題となっており、介護保険制度の持続可能性の確保も重要となっています。
- また、令和8年熊本地震からの復旧・復興に向けた取組や今後の検証を踏まえ、災害時においても高齢者に必要な支援や介護サービスを継続して提供できる体制の充実を図っていく必要があります。
- こうした状況を踏まえ、第10期くまもとはつらつプランでは、令和22年(2040年)を見据え、健康づくりや介護予防、社会参加を通じて高齢者の自立した生活を支えるとともに、介護が必要となった場合にも、本人の状態や希望に応じた支援につながる体制の充実を図ります。
- 本計画は、こうした取組を総合的かつ計画的に推進し、高齢者一人ひとりの尊厳が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現と、介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的として策定するものです。

2. 計画期間

令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度) 3か年

3. 熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

- 本市では、老人福祉法第20条の8第1項に定める「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項に定める「市町村介護保険事業計画」の2つの計画に健康づくりなどの保健事業も加え、「くまもとはつらつプラン」として、一体的に策定しています。

熊本市高齢者保健福祉計画

- 長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという課題に対して、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策をまとめたもの。

熊本市介護保険事業計画

- 介護保険制度を円滑に運営するため、必要なサービスの種類や必要量の見込みを予測して、保険料の設定等を行う。
- 3年間を1期として策定する。

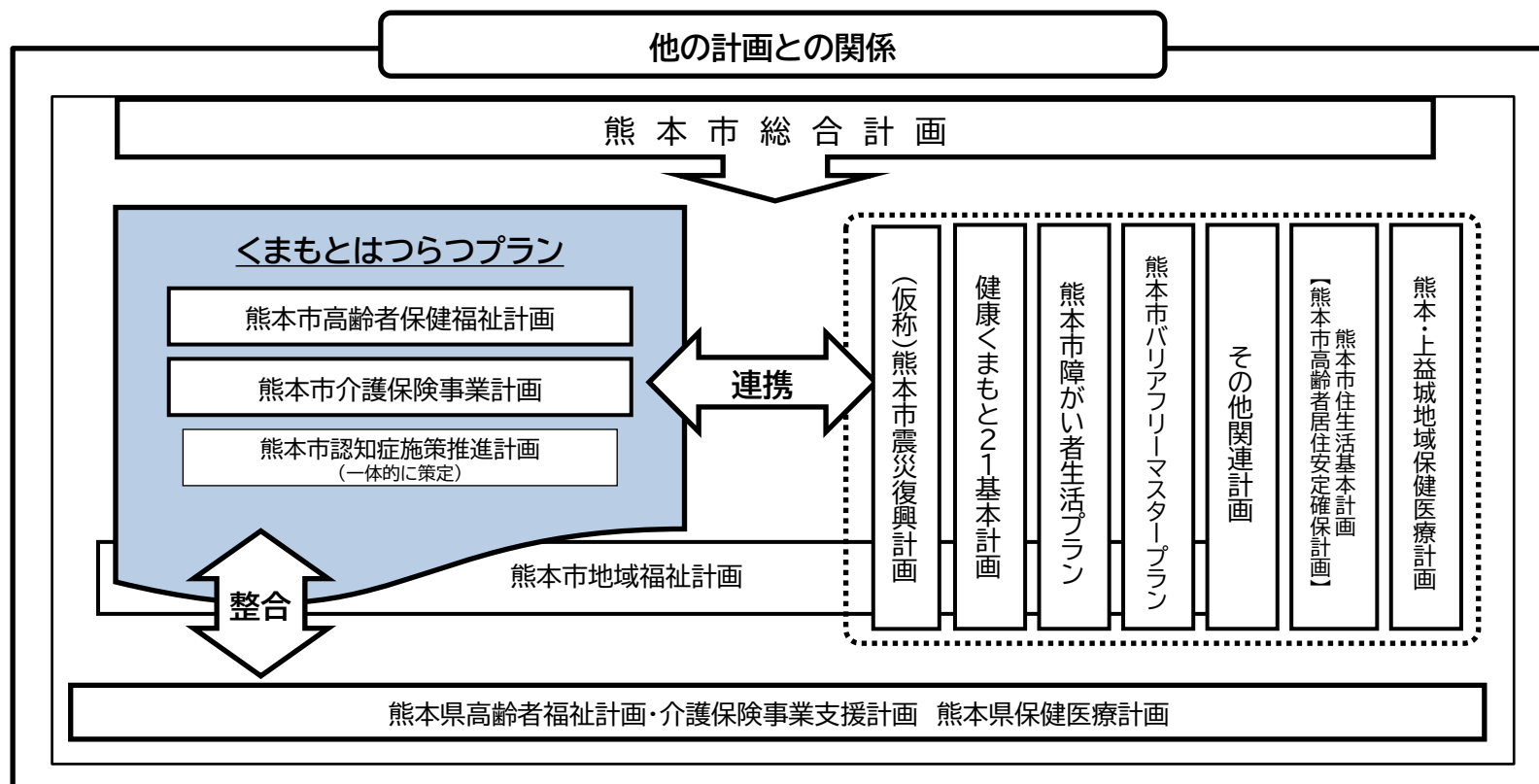
ひとつの計画として策定

熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
（「くまもとはつらつプラン」）

第1章 計画策定にあたって

4. 他の計画との関係

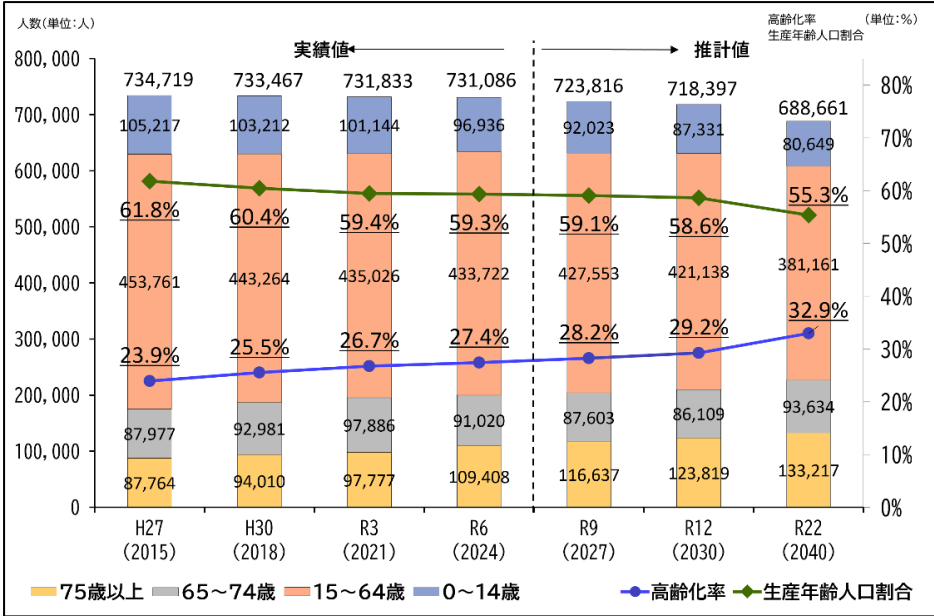
- 本計画は、「熊本市総合計画」の分野別計画に位置付けられるものです。
- 「熊本市地域福祉計画」、「健康くまもと21基本計画」、「熊本・上益城地域保健医療計画」、「熊本市障がい者生活プラン」等の関連計画に加え、今後策定予定の令和8年熊本地震に係る熊本市震災復興計画との連携を図るとともに、「熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」や「熊本県保健医療計画」との整合を図ります。



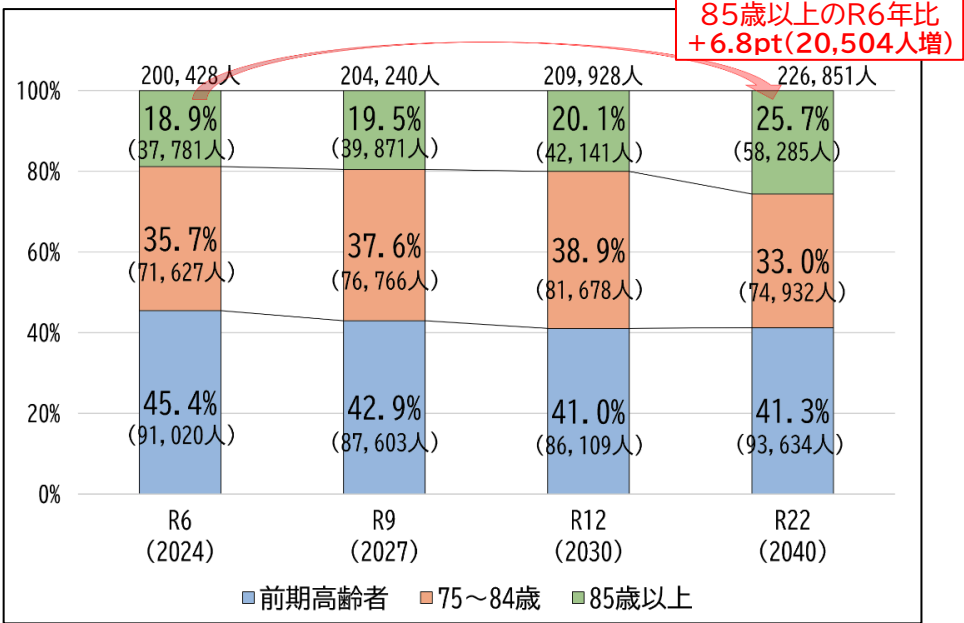
1. 高齢化の状況

- 本市では、総人口や生産年齢人口が減少していく中で、65歳以上の高齢者人口は増加し、高齢化率も引き続き上昇する見込みです。
- また、高齢者人口の内訳をみると、今後は高齢者の中でも、要介護認定率が高くなる85歳以上の割合が増加していくことが見込まれます。
- このような人口構造の変化により、介護・医療・認知症対応・日常生活支援などのニーズが高まることが想定されるため、介護サービス提供体制の確保とあわせて、健康づくり、介護予防、重度化防止の取組を一層進めていく必要があります。

熊本市の人口と高齢化率の推移



熊本市の高齢者数・構成比の推移

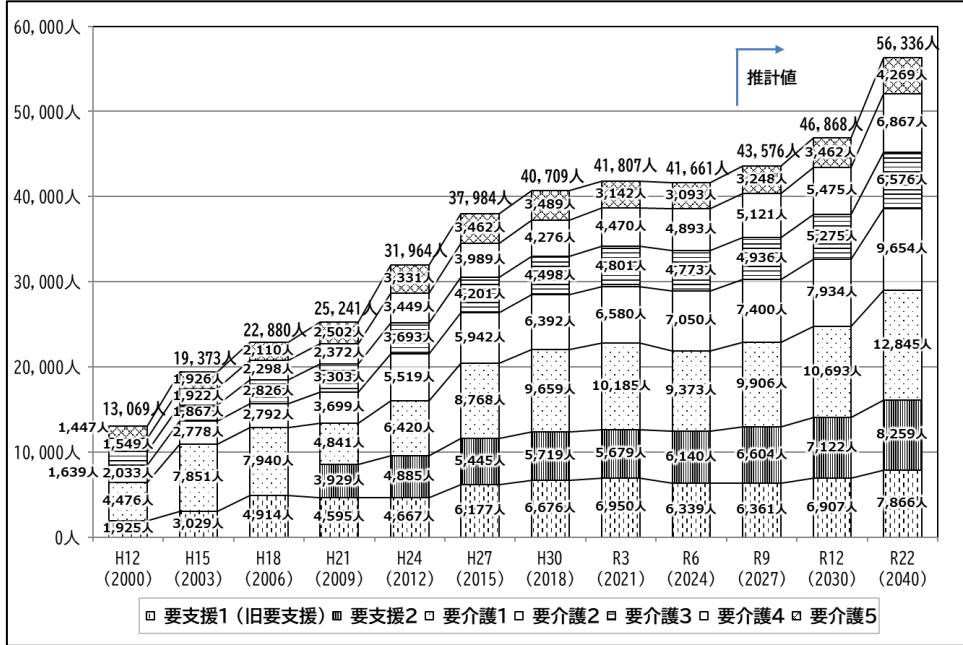


※人口推計値は、令和8年4月1日時点の住民基本台帳人口に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」の仮定値をもとに算出（以下同じ。）

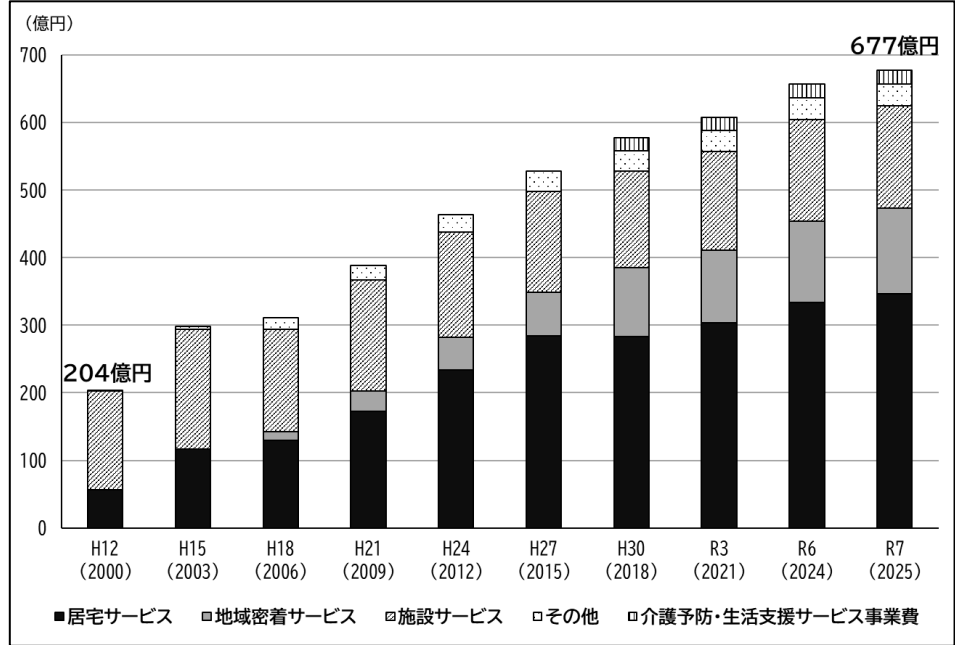
2. 熊本市における介護保険制度の現状

- 要支援・要介護認定者数は、これまで増加傾向で推移しており、今後も介護を必要とする方の増加が見込まれます。
- 介護サービスの利用拡大等に伴い、介護給付費も年々増加しており、介護保険制度を将来にわたり安定的に運営していくことが重要となっています。
- このため、必要な介護サービスの確保と質の向上を図りつつ、介護予防・重度化防止、自立支援に資するケアマネジメントや、給付適正化等を通じて介護保険制度の持続可能性を確保する必要があります。

■ 要介護(要支援)認定者数の推移



■ 介護サービスの保険給付費等の推移

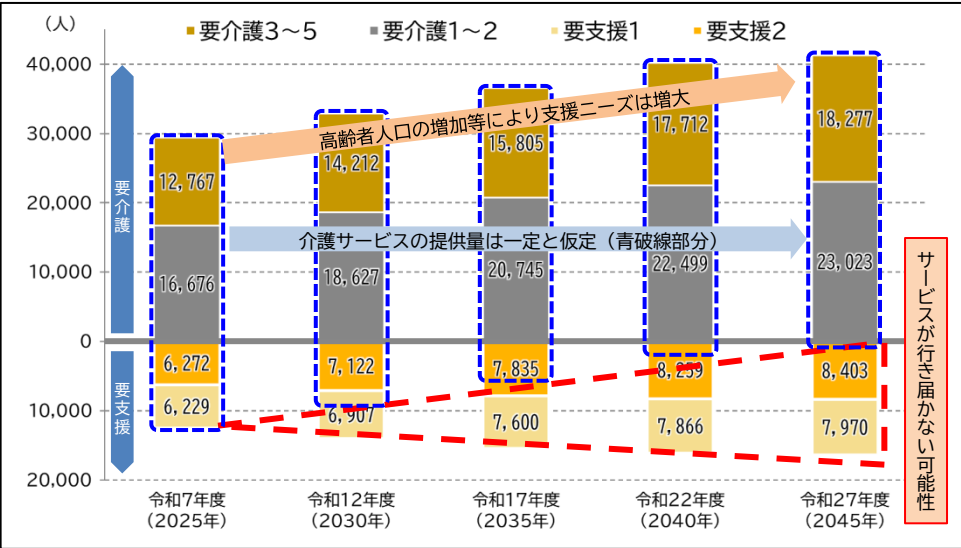


3. 地域活動による介護予防・支え合いの状況

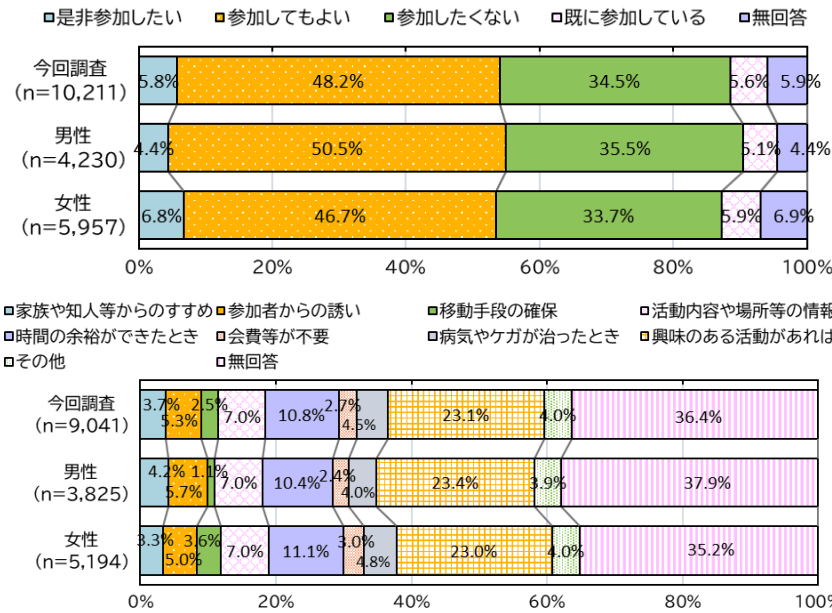
- 今後、要支援者の増加が見込まれる中、専門職による支援だけで高齢者の生活を支え続けることは難しくなることが想定されるため、元気な高齢者を増やす(介護予防等)取組の充実や、地域の多様な主体による支え合い体制を広げていくことが重要となります。
- グループ活動への参加意向をみると、企画・運営役としての参加に前向きな高齢者も一定数みられ、地域活動の担い手としての活躍が期待されます。
- こうした意欲を介護予防活動や社会参加活動につなげることで、本人の介護予防や生きがいにづくりに加え、周囲の高齢者への波及や地域の支え合い体制の充実を図っていく必要があります。

■支援ニーズの増加とサービス供給量のギャップ

(注)現在のサービス供給量が将来にわたって一定と仮定(青破線部分)した場合、支援ニーズに対してサービス供給量が不足するおそれ(赤破線部分)



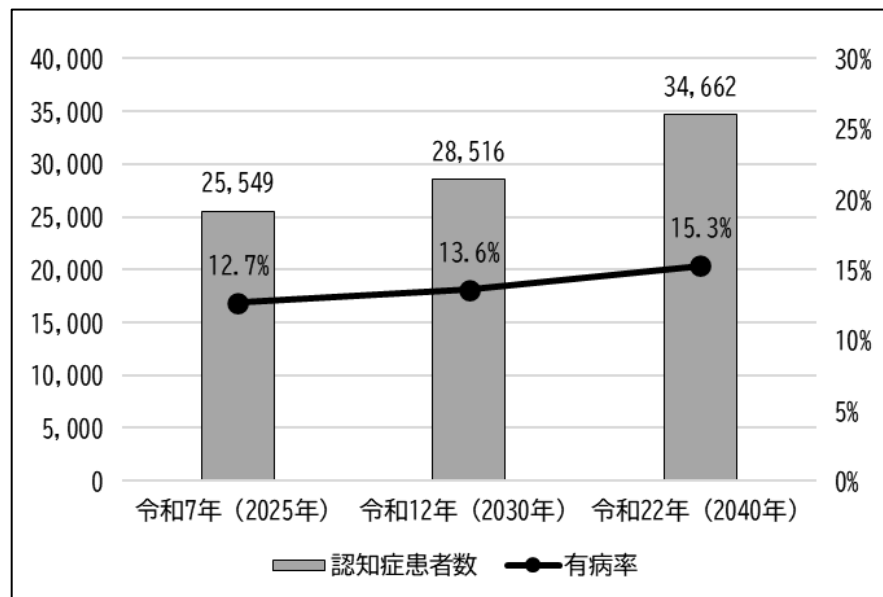
■グループ活動への参加意向(上)と参加のきっかけ(下)



4. 熊本市における認知症を取り巻く状況

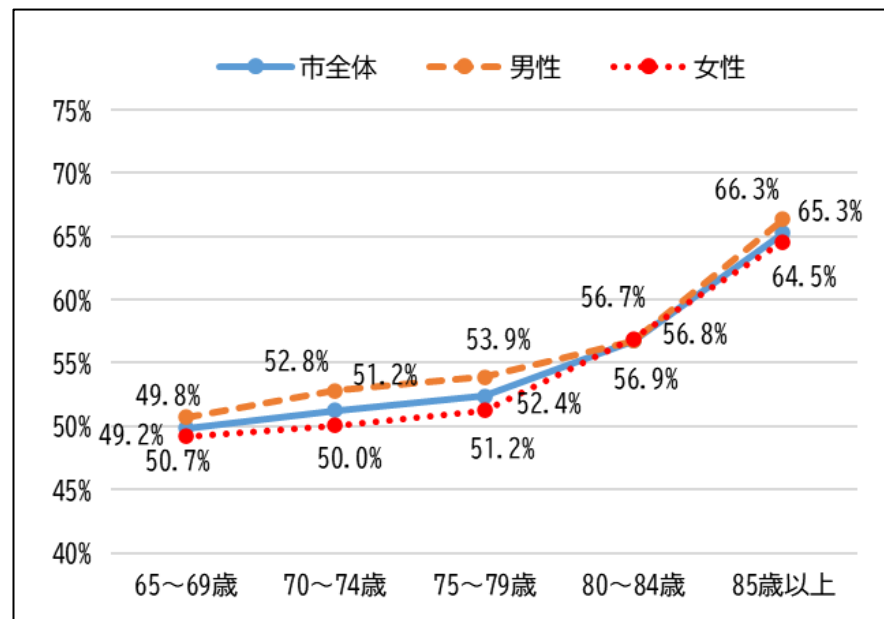
- 本市では、高齢者、とりわけ認知機能の低下リスクが高まる85歳以上の高齢者の増加が見込まれており、これに伴い、認知症の人の数及び割合も増加する見込みです。
- このため、認知症に関する正しい理解を広げるとともに、認知症の人やその家族が孤立せず、早期の気づきや相談、必要な支援につながる環境づくりが必要です。
- 第10期くまもとはつらつプランでは、こうした状況を踏まえ、プランに定める認知症施策を本市の認知症施策推進計画として位置付け、認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

■ 65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計



出典：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
(令和5年度老人保健事業推進費等補助金九州大学二宮利治教授) から独自作成

■ 認知症リスク保有の状況



出典：令和7年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

第2章 高齢者を取り巻く状況 プランの進捗状況一

1. 成果指標の達成状況

- 元気な高齢者の割合は令和5年度(2023年度)以降、年々低下しています。令和5年度(2023年度)と令和7年度(2025年度)を比較すると、元気な高齢者数は増加しているものの、その増加割合(約0.97%)を要介護認定者数の増加割合(約3.0%)が上回っていることが要因です。
- 令和8年度(2026年度)目標の達成は厳しい見通しであり、介護予防・重度化防止の取組をより一層充実させていく必要があります。

	基準値 令和5年度	実績 令和6年度	実績 令和7年度	目標値 令和8年度
65歳以上の 元気な高齢者の割合※	79.51%	79.43%	79.19%	79.91%
(高齢者の人口)	198,585	200,090	201,317	201,317
(元気な高齢者数)	157,887	158,937	159,417	160,873
(要介護認定者数)	40,698	41,153	41,900	40,444

同数と
仮定

×79.91%

×20.09%

要介護認定者数
▲約1.5千人が必要

※ 元気な高齢者の割合とは、要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合です。

※ 令和5年度(2023年度)よりも65歳以上の元気な高齢者が増加することを目指し、効果的な健康づくり・介護予防等に取り組み、要介護・要支援の認定を受ける方の増加を抑え、この割合を令和8年度(2026年度)において推計値(78.91%)から1ポイント改善させることを目標としています。

第2章 高齢者を取り巻く状況 プランの進捗状況一

2. 検証項目の達成状況

- 各検証項目は、目標達成に向けて概ね順調に推移しています。
- 「自宅等で最期を迎えた方の割合」や「成年後見制度の市長申立件数」は、基準値から伸び悩み・減少している状況ですが、「ケアプラン点検率」については前倒しで目標値を達成しています。

	基準値 令和4年度	実績 令和5年度	実績 令和6年度	実績 令和7年度	目標値 令和8年度	評価・今後の課題
地域における通いの場の数	768	811	841	851	876	達成 見込 運営者・参加者の固定化・高齢化等により、活動継続や新規参加者の確保が課題
地域におけるインフォーマルサービスの数	510	563	597	620	618	達成 済 引き続き、地域偏在の解消や認知度向上等による活用活性化が必要
自宅や施設等で最期を迎えた方の割合	26.3%	26.3%	26.8%	9月頃に 国統計により 把握	30.0%	未達 見込 在宅療養・看取りを支える体制の充実と、選択肢の認知度向上が課題
チームオレンジの数	0	3	6	11	18	未達 見込 現在3団体の立上支援等を実施中。今後は地域の実情に応じた活動の充実が重要
成年後見制度における市長申立件数	105	103	98	56	130	未達 見込 市長申立による制度利用支援の件数は減少しているが、成年後見制度の利用者数は増加(※)
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	42.7%	46.3%(令和5年)※5年毎に調査			51.5% (令和10年)	達成 見込 今後も目標達成に向けて、引き続き、住宅のバリアフリー化の支援を推進
帳票を活用したケアプラン点検率	24.3%	30.3%	21.0%	59.4%	50.0%	達成 済 目標を前倒しで達成。引き続き点検を通じたケアマネジメントの質の向上を図る
居住系施設の計画的な整備	5,109床	5,198床	5,251床	5,326床	5,534床	未達 見込 既存事業所向けの公募への申請がなかったことや既存事業所の廃止が課題

※成年後見制度利用者数 令和4年：1,549人から、令和7年：1,615人に増加

- 第9期計画では、プランに基づく各分野の取組が概ね進展した一方で、中長期的な視点から、取組の充実や持続可能な支援体制の確保に向けた課題が残りました。
- 第10期計画では、今後の介護ニーズの増加と生産年齢人口の減少を見据え、介護予防・重度化防止と介護人材の確保・生産性向上等により、介護サービスの需給ギャップの緩和を図るとともに、在宅療養や認知症の人等を地域で支える体制の充実に取り組む必要があります。

振り返りの視点	第9期計画で進展した取組	第10期計画に向けた主な課題と方向性
介護予防・ 地域の支え合い	△ 通いの場やインフォーマルサービスの増加による、地域の介護予防・生活支援体制の広がり △ 短期集中予防サービスや自立支援型ケアマネジメント等による、自立支援・重度化防止の取組の推進	▼ 生活機能の回復が見込まれる高齢者の把握や、本人の状態に応じた支援への”つなぎ”に課題があり、ケアマネジメントの質の向上と、生活機能の維持・改善を図る取組の強化が必要です。 自立支援・重度化防止の推進
在宅生活の継続	△ 在宅医療・介護の各場面を見据えた、多職種による協議・連携の推進 △ 相談窓口や情報提供、住環境の整備等による在宅生活支援の充実	▼ 医療・介護ニーズの増加に対応し、医療・介護の提供体制の整備と多職種連携の強化、ACPや相談支援体制の充実により療養環境の向上を図る必要があります。 本人の希望に応じた在宅医療・介護連携の強化
認知症・権利擁護	△ 認知症の人を地域で支える活動(チームオレンジ等)の着実な広がり △ 成年後見制度の利用を支える相談・連携体制の整備	▼ 今後の認知症の人の増加を見据え、早期に相談でき、地域で支えられる体制を強化するとともに、本人・家族の声を踏まえた支援の充実が必要です。 本人・家族の声を踏まえた認知症支援の充実
介護サービスの質・ 基盤整備	△ ケアプラン点検率の目標達成等、介護サービスの質の向上に向けた取組の進展 △ 居住系施設等の介護サービス基盤の着実な整備	▼ 今後の介護需要の増加に対応するため、介護人材の確保・定着と介護現場の生産性向上により、必要なサービスを継続して提供できる体制を確保する必要があります。 介護人材の確保と介護現場の生産性向上

1. 第10期計画における基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らし続けられる社会の実現

- 本市では、令和22年(2040年)にかけて、後期高齢者や要介護認定者、認知症高齢者の増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少や地域活動の担い手不足など、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増すことが想定されます。
- こうした変化に対応するためには、健康づくりや介護予防、社会参加を進めるとともに、認知症施策、生活支援、医療・介護連携、権利擁護など、高齢者の暮らしを支える取組を一体的に進めていく必要があります。
- 第10期計画では、この基本理念を踏まえ、これまで進めてきた地域包括ケアシステムをさらに深化させることで、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けられる社会の実現を目指します。

2. 基本理念を着実に達成するための方策

- 基本理念を着実に実現するため、第10期計画では、基本理念として目指す社会の姿を起点として、必要な状態像、期待される変化、施策・基本方針の関係をロジックモデルとして整理します。
- これにより、各取組がどのような成果につながるのかを明確にし、施策間のつながりを意識しながら、進捗管理と効果的な事業展開を図ります。

第3章 計画の基本的な考え方（ロジックモデル）

最終 アウトカム

一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら、
住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく
安心して暮らし続けられる社会の実現

基本理念を達成するために「めざす姿」

中間アウトカム A

要介護状態にならず、自立した生活を送れる高齢者が増える

初期アウトカム

- 高齢者が運動・口腔・栄養などのフレイル予防に取り組んでいる
- 支援を受けた高齢者の生活機能が改善・維持できている
- 生活支援の担い手が育ち、多様な主体による支援が提供されている
- …… その他初期アウトカムについても素案の中で検討 ……

中間アウトカム B

在宅生活の継続と在宅での看取りが地域に広がる

初期アウトカム

- 多職種連携により切れ目のない在宅サービスを受けられている
- 家族介護者が必要な支援を受け、負担を軽減しながら介護が続けられている
- 高齢者が心身の状態に合った住まいを選択できている
- …… その他初期アウトカムについても素案の中で検討 ……

中間アウトカム C

認知症や判断能力が低下しても、権利が守られ地域で暮らし続けられる人が増える

初期アウトカム

- 認知症への理解が深まり、認知症の人と共に暮らす地域づくりが進んでいる
- 認知症の人が状態に応じた適切な支援を受けられている
- 高齢者虐待が早期に把握され、関係機関が連携して適切に対応している
- …… その他初期アウトカムについても素案の中で検討 ……

中間アウトカム D

介護保険制度の円滑な運営が確保されている

初期アウトカム

- …… その他初期アウトカムについても素案の中で検討 ……
- 介護保険施設が将来需要を見据えて整備されている
- 介護給付が適正に行われ、制度の公平性が確保されている
- 自立支援型ケアマネジメントによりサービスの質が向上している
- 利用者が必要な制度・サービスの情報を得られている

個別の取組を横断的に下支えしていく

- 2040年に向けて、高齢者の増加と生産年齢人口の減少に伴い、**介護ニーズの増大と担い手不足が同時に進行**する中、第10期計画では、必要な支援を将来にわたり確保するため、**高齢者の暮らしを支える取組を一段と強化・加速します。**
- その中でも、**2040年に向けて早急な対応が必要となる取組を「重点的取組」として位置付ける**とともに、次スライドに掲げる8つの施策体系に基づき、取組を着実に推進します。

重点1- 自立した暮らしを支える介護予防・リエイブルメントの充実

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した暮らしを続けられるよう、本人の「できること」や「したいこと」に着目し、フレイル予防や生活機能の維持・改善に向けた取組を充実させます。

重点2- 最期まで自分らしく暮らすための在宅医療・介護連携の強化

医療と介護の双方を必要とする高齢者が、本人の希望に応じて安心して在宅生活を続けられるよう、入退院支援、日常療養、急変時対応、看取りまでを見据えた連携体制を強化します。

重点3- 本人の声を起点とした、認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

認知症になっても本人の意思や希望が尊重されるよう、本人や家族の声を丁寧に把握し、その思いや困りごとを地域での支援や関係機関の取組につなげていきます。

重点4- 持続可能な介護保険制度とするための取組の推進

必要な介護サービスが行き届くよう、公平・公正な制度運営を進めるとともに、介護人材の確保・定着と介護現場の生産性向上に取り組めます。

第3章 計画の基本的な考え方（施策の体系）

中間アウトカム	8つの施策と基本方針
《A》 要介護状態にならず、自立した生活を送れる高齢者が増える	施策1 健康づくりと生きがいの促進  重点1- 1 効果的な健康づくり・介護予防・自立支援の推進 2 生涯現役で活躍できる場の拡充 施策2 多様な主体と連携した生活支援 1 地域における見守り体制の強化 2 サービスの担い手の発掘・活動維持に向けた支援 3 移動手段の確保 4 災害時における配慮が必要な高齢者への支援
《B》 在宅生活の継続と在宅での看取りが地域に広がる	施策3 医療・介護・その他の福祉分野等の連携推進  重点2- 1 在宅医療・介護の提供体制の構築 2 障がいのある高齢者等に対する支援 3 在宅の高齢者や家族介護者に対する支援 施策4 高齢者の住まいの確保 1 高齢者が自らに合った住まいを選択できる環境づくり 2 高齢者向け住まいの質の確保
《C》 認知症や判断能力が低下しても、権利が守られ地域で暮らし続けられる人が増える	施策5 認知症施策の推進  重点3- 1 認知症バリアフリーの推進 2 認知症の人及びその家族への支援 3 認知症の人を支えるサービスと対応力の向上 施策6 高齢者の権利擁護 1 高齢者虐待の防止と対応 2 権利擁護支援体制の充実
《D》 介護保険制度の円滑な運営が確保されている	施策7 介護保険制度の円滑な運営と介護サービスの質の向上  重点4- 1 介護保険制度に係る情報提供の充実 2 公平・公正な運営の確保 3 介護サービスの質の向上 4 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進 施策8 介護サービス基盤等の整備 1 介護保険施設 2 地域密着型サービス事業所 3 居住系の居宅サービス事業所（広域型の特定施設） 4 その他の施設

1 取組の概要

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を続けていくためには、健康づくりや身体機能の維持に加え、趣味、学習、就労、地域活動などを通じて、人や地域とのつながりを持ち続けることが重要です。
- ◆ 今後の後期高齢者の増加や生産年齢人口の減少を見据え、リエイブルメントの視点を取り入れた自立支援を進めるとともに、運動・口腔・栄養を柱としたフレイル予防、通いの場や就労等の多様な社会参加の促進などにより、高齢者の健康づくりと生きがいづくりを一体的に推進します。

本施策で達成すべき
アウトカム(案)

○フレイル予防の実践 / ○生活機能の改善・維持 / ○就労・社会参加での活躍 など

2 基本方針と取組の方向性

1 効果的な健康づくり・介護予防・自立支援の推進

- ▶ エビデンスに基づく介護予防・リエイブルメントの推進
- ▶ 骨折・転倒予防の推進 ▶ 地域における介護予防活動の支援
- ▶ 自立支援・重度化防止の推進

2 生涯現役で活躍できる場の拡充

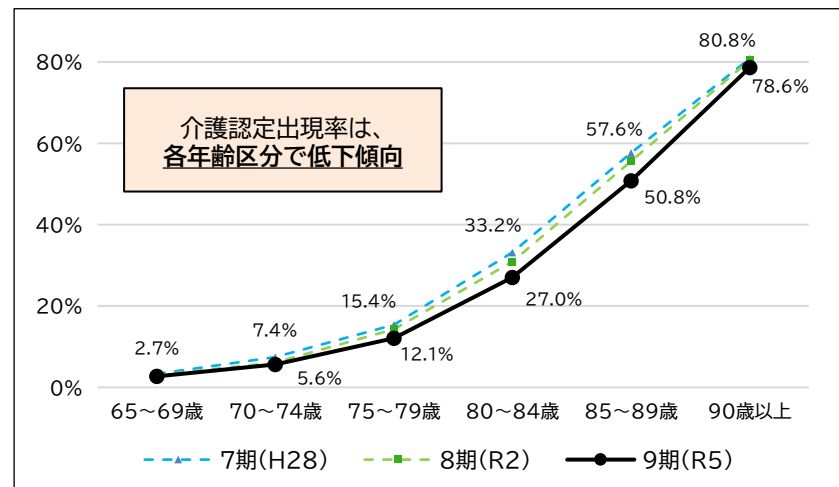
- ▶ 社会参加と地域での活躍の促進
- ▶ スポーツ・趣味など多彩な活動の支援
- ▶ 就労支援の充実

重点1

■ 介護認定出現率の推移

(高齢者人口のうち介護認定を受けている人の割合)

今後も、介護認定出現率のさらなる低減(元気高齢者の増加)に向け、介護予防の取組を一層推進する必要があります。



1 取組の概要

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的な支援だけではなく、地域住民、NPO、民間事業者など、多様な主体による見守りや生活支援が身近な地域で提供されることが欠かせません。
- ◆ このため、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加を見据え、見守り、生活支援、移動支援、災害時支援などを地域の実情に応じて充実させ、多様な主体との連携により高齢者の日常生活を支える地域づくりを進めていきます。

本施策で達成すべき
アウトカム（案）

○ 地域とのつながり・孤立防止 / ○ 異変の早期把握・支援への接続
○ 生活支援の担い手確保 / ○ 移動手段の確保 / ○ 災害時支援への備え など

2 基本方針と取組の方向性

1 地域における見守り体制の強化

- ▶ 地域との連携による見守り体制の強化
- ▶ NPO・民間企業との連携による高齢者の孤立化防止

2 サービスの担い手の発掘・活動維持に向けた支援

- ▶ 地域支え合い型サービスの創出・活動支援
- ▶ インフォーマルサービスの発掘・活用

3 移動手段の確保

- ▶ 公共交通機関の利用促進
- ▶ 地域支え合い型移動支援サービス等の多様な移動手段の普及

4 災害時に配慮が必要な高齢者への支援

- ▶ 平時における防災意識の啓発
- ▶ 要配慮者への支援体制の構築

1 取組の概要

- ◆ 医療ニーズの高い高齢者等が在宅で過ごす機会の増加を見据え、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、医療と介護が緊密に連携した在宅医療・介護の提供体制を充実させる必要があります。
- ◆ あわせて、8050(9060)問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える個人や世帯に対し、多職種連携により包括的・重層的な支援体制づくりに取り組みます。

本施策で達成すべきアウトカム（案）	○ 切れ目のない在宅サービス / ○ 本人の希望に応じた在宅看取り ○ 障がいのある高齢者等への支援 / ○ 家族介護者の負担軽減・相談支援 など
-------------------	--

2 基本方針と取組の方向性

1 在宅医療・介護の提供体制の構築

重点2

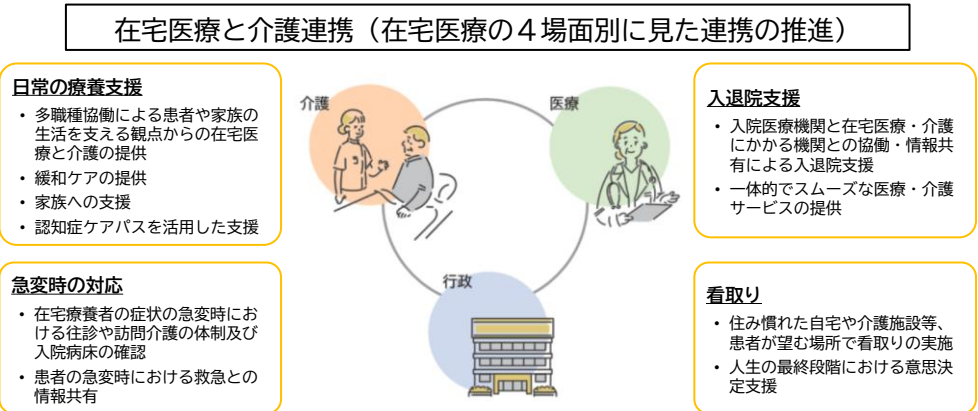
- ▶ 入退院支援・日常療養・急変時対応・看取りの連携強化
- ▶ 地域の在宅医療・介護を担う体制づくり
- ▶ 在宅医療・介護に係る市民等への普及啓発

2 障がいのある高齢者等に対する支援

- ▶ 高齢者支援センターささえりあと障がい者相談支援センターとの連携強化
- ▶ 共生型サービスの普及

3 在宅の高齢者や家族介護者に対する支援

- ▶ 在宅生活を支えるサービス・支援の充実
- ▶ 家族介護者への支援の充実



1 取組の概要

- ◆ 高齢者が安心して暮らし続けるためには、身体機能や生活状況の変化に応じて、住まいの安全性や利便性が確保されるとともに、必要な情報や支援につながる環境が必要です。
- ◆ 単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加を踏まえ、住まいに関する情報提供や相談対応、バリアフリー化による住環境整備の支援などを通じて、高齢者が自らに合った住まいで安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

本施策で達成すべき
アウトカム（案）

○ 心身の状態に合った住まいの選択 / ○ 適正な運営の確保など

2 基本方針と取組の方向性

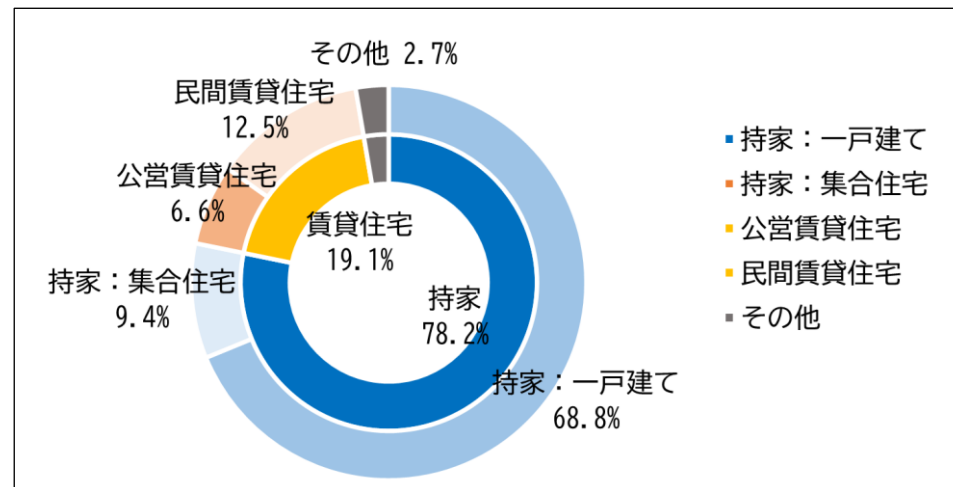
1 自らに合った住まいを選択できる環境づくり

- ▶ 住まいの選択肢の充実
- ▶ ニーズに応じた住み替え等の支援

2 高齢者向け住まいの質の確保

- ▶ 高齢者向け住まいの適正な運営の確保
- ▶ 有料老人ホームの登録制度への対応
- ▶ バリアフリー化等による住環境の整備

■ 高齢者の住居形態（要介護認定を受けていない方のみ）



出典：令和7年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

1 取組の概要

- ◆ 認知症は誰もがなり得るものであり、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい理解の促進、早期相談・早期対応、本人や家族への支援、社会参加の機会づくりが重要です。
- ◆ このため、本施策を認知症基本法に基づく本市の認知症施策推進計画として位置付け、「新しい認知症観」を踏まえた普及啓発、相談支援、医療・介護等との連携を進め、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組みます。

本施策で達成すべき
アウトカム（案）

○ 認知症への理解促進・共生の地域づくり / ○ 本人・家族の早期相談・孤立防止
○ 状態に応じた適切な支援 など

2 基本方針と取組の方向性

1 認知症バリアフリーの推進

- ▶ 認知症に関する正しい理解の促進
- ▶ 認知症サポーターの養成と活躍の場の拡充
- ▶ 認知症の人本人からの発信機会の充実

2 認知症の人及びその家族への支援

- ▶ 認知症の人の社会参加の促進
- ▶ 認知症の人の家族等への支援
- ▶ 認知症予防

3 認知症の人を支えるサービスと対応力の向上

- ▶ 認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム等による支援体制の充実
- ▶ 医療機関との連携や対応力の向上
- ▶ 介護サービスにおける対応力の向上

1 取組の概要

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、心身の状態や判断能力の変化にかかわらず、一人ひとりの尊厳が守られ、本人の意思が尊重される環境づくりが欠かせません。
- ◆ 高齢者単身世帯や認知症高齢者の増加等により、支援を必要とする状況が見えにくくなることも想定されることから、虐待等の未然防止、早期発見・早期対応、意思決定支援の充実を図り、高齢者の権利と安全が守られる地域づくりを進めます。

本施策で達成すべき
アウトカム（案）

○ 虐待の早期把握・関係機関連携 / ○ 意思決定支援・成年後見による権利擁護 など

2 基本方針と取組の方向性

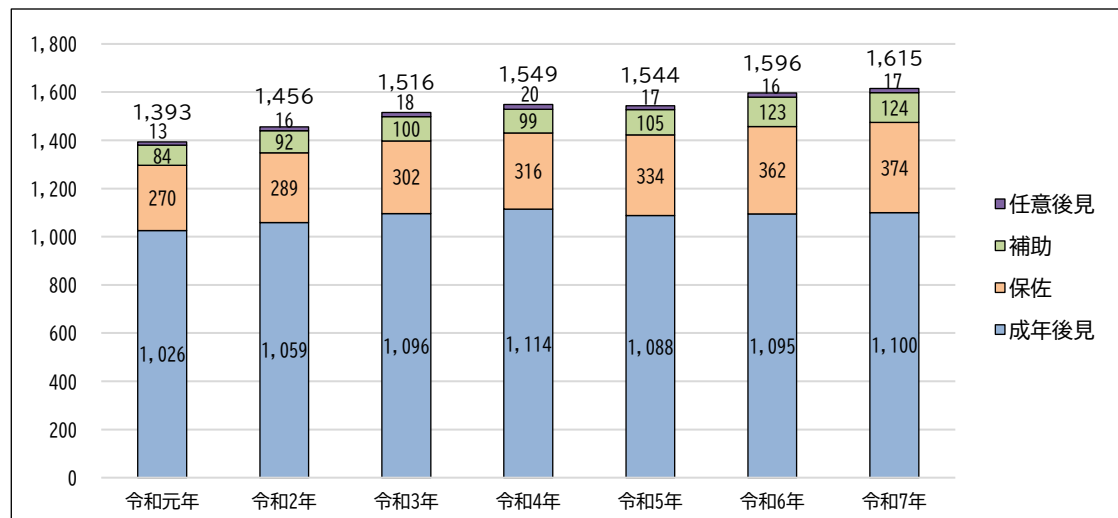
1 高齢者虐待の防止と対応

- ▶ 高齢者虐待の防止と早期発見
- ▶ 高齢者虐待への適切な対応

2 権利擁護支援体制の充実

- ▶ 成年後見制度の利用促進
- ▶ 地域における権利擁護の推進
- ▶ 身寄りのない高齢者への支援

■ 成年後見制度の利用者数の推移（各年12月末時点）



1 取組の概要

- ◆ 介護ニーズの増加に伴い、介護給付費の増加や介護人材の不足、介護サービスの質の維持・向上が課題となっており、令和22年(2040年)頃にはサービス提供体制の確保がさらに難しくなることが見込まれます。
- ◆ 安定的に質の高い介護サービスを提供し続けるため、介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上、職場環境の改善、事業者の経営基盤の安定化に向けた取組を進めます。

本施策で達成すべきアウトカム(案)	○ 制度・サービス情報の取得 / ○ 公平・公正な制度運営 ○ 介護サービスの質の向上 / ○ 介護人材の確保・定着 ○ ICT等による生産性向上 など
-------------------	--

2 基本方針と取組の方向性

1 介護保険制度に係る情報提供の充実

- ▶ 広報の充実
- ▶ 介護保険制度の基本理念(自立支援)の周知啓発

2 公平・公正な運営の確保 **重点4-**

- ▶ 要介護認定の平準化に向けた取組
- ▶ 適正な指定及び指導の実施
- ▶ 介護給付の適正化
- ▶ 地域包括支援センターにおける中立・公正な運営の確保

3 介護サービスの質の向上

- ▶ ケアマネジメントの質の向上
- ▶ 災害・感染症発生時に備えた体制の強化
- ▶ 介護サービス事業者への助言等

4 介護人材の確保と生産性向上 **重点4-**

- ▶ 介護職への理解度向上と魅力を伝える情報の発信
- ▶ 介護人材の定着促進と介護現場の生産性向上の推進
- ▶ 多様な人材の確保

第4章 施策8 介護サービス基盤等の整備

1 取組の概要

- ◆ 介護保険施設、地域密着型サービス事業所、居住系の居宅サービス事業所等について、これまでの整備状況や、今後の高齢者人口及び要介護認定者数の見込み、地域ごとのサービス提供状況を踏まえ、必要な基盤整備を検討します。
- ◆ そのうえで、住み慣れた地域での生活を支える観点から、特に地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとの整備状況を確認し、整備が十分でない圏域への対応を検討します。
- ◆ また、介護事業所を取り巻く経営環境や有料老人ホームの設置状況等を踏まえ、持続可能な介護サービスの提供体制の構築を検討します。

本施策で達成すべき
アウトカム（案）

○ 将来需要を見据えた計画的な基盤整備 / ○ 圏域ごとのサービス提供体制の確保 など

2 整備対象と主なサービス種別

No.	区分	主なサービス種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
2	地域密着型サービス事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 等
3	居住系の居宅サービス事業所	特定施設入居者生活介護事業所
4	その他の施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム

1. 介護給付等対象サービスの量の見込み

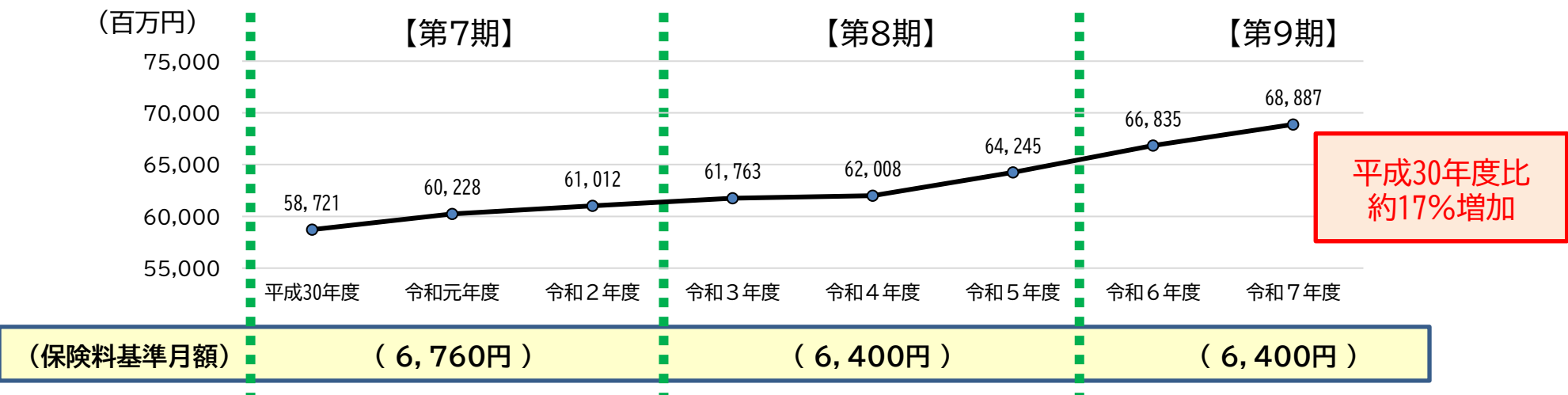
今後の基盤整備の状況、これまでのサービス利用実績、国の次期介護保険制度改正の動向等を勘案し、学識者、保健・医療関係者等の専門的な意見も踏まえながら、第10期計画期間中のサービス量を見込みます。

あわせて、中長期的な介護サービス需要の変化を把握するため、令和22年度(2040年度)のサービス量の見込みについても掲載します。

2. 第10期介護保険料の設定

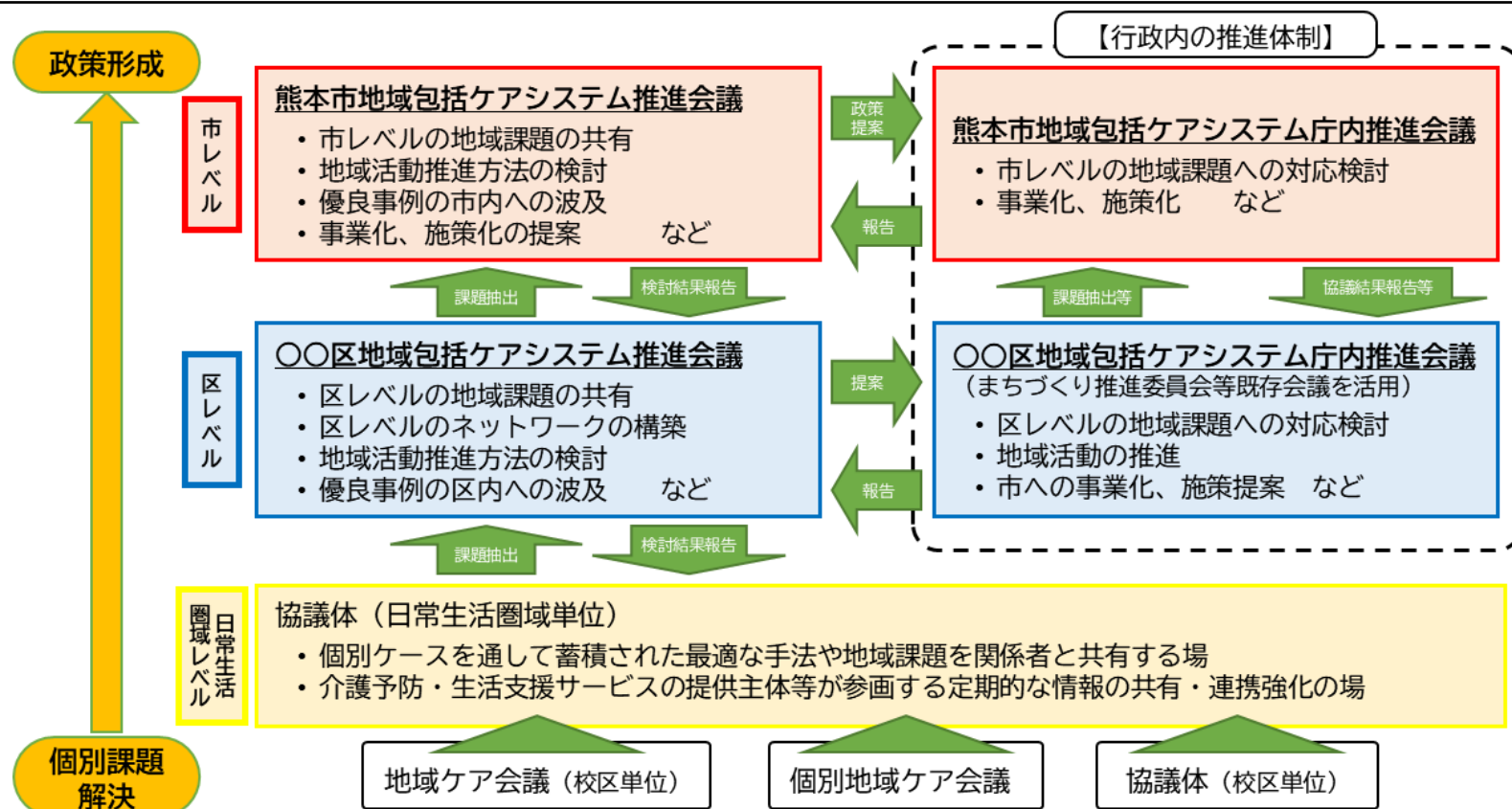
サービス種別・種類ごとの事業費推計に基づき、第10期計画期間において必要となる総事業費を見込んだうえで、その推計結果や介護保険財政の状況等を勘案し、第10期における介護保険料を設定します。

■ 事業費の推移



1. 計画の推進体制

- 本計画の推進にあたっては、行政だけではなく、市民、地域団体、医療・介護関係者、民間企業等の多様な主体が連携して取り組むことが重要です。
- このため、本市では、日常生活圏域、区、市全域の各層における会議体等を通じて、地域課題の共有、取組の検討、関係機関との連携を図るとともに、庁内の推進体制とも連動しながら、本計画に掲げる施策を計画的に推進します。



2. 計画の達成状況の点検

本計画の効果的な推進を図るため、熊本市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会において、達成状況の点検等を行います。

3. 計画全体の成果指標（令和8年度実績が判明後、基準値（年度）及び目標値を見直す予定）

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、健康や生活機能を維持し、本人が望む生活や社会参加を続けられることが重要です。そのため、**今後も高齢者数の増加が見込まれる中、「元気な高齢者の割合」を計画全体の成果指標として設定し、介護予防・重度化防止等の取組を通じて、その維持・向上を目指します。**

あわせて、**介護や支援が必要になっても安心して暮らし続けられるよう、各施策に成果指標を設定し、計画全体の達成状況を把握します。**

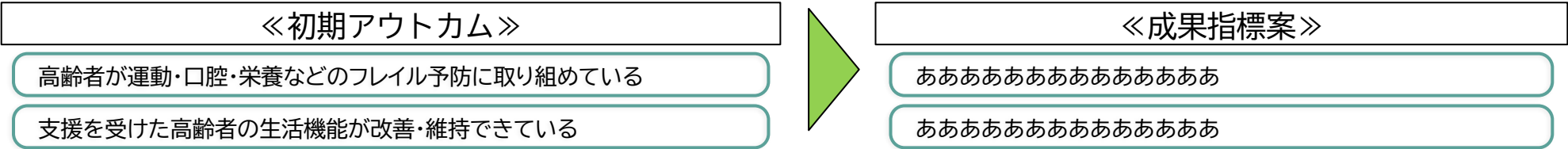
	基準値(仮) 令和7年度(2025年度)	目標値(仮) 令和11年度(2029年度)
65歳以上の元気な高齢者の割合※1	79.19%	79.31%※2

※1 要介護・要支援の認定を受けていない高齢者数／第1号被保険者数 ※2 令和11年度推計値(78.31%)から1ポイント改善させることを目標として設定

4. 各取組の成果指標（成果指標は、今後の策定委員会において検討予定）

各施策・取組については、初期アウトカムに対応した成果指標を設定し、指標の達成状況を確認しながら、取組の進捗状況を把握します。

※具体的な成果指標は素案の中で検討



	内 容
9月	・ 第2回策定委員会の開催（第10期計画の骨子案について）
11月	・ 第3回策定委員会の開催（第10期計画の素案について）→素案の確定
12月	・ パブリックコメントの実施
1月	・ 市民説明会の開催 ・ 第3回サービス量の見込みに関する専門委員会（第10期のサービス見込み量等について）
2月	・ 第4回策定委員会の開催（第10期計画について）→計画の確定 ・ 介護保険条例（保険料分）改正案を議会へ上程
3月	・ 熊本市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会へ報告、計画の策定